

越谷市立病院運営審議会

会 議 録

(令和元年10月2日)

越 谷 市 立 病 院

越谷市立病院 運営審議会

日程：令和元年(2019年)10月2日(水曜日)

審議会日程

〈 審議会 〉

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会長の選出
- 4 諮問書交付
- 5 議 事
 - 1) 諮問事項
越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部改正について
 - 2) 報告事項
越谷市病院事業の概要について
 - 3) そ の 他
- 6 閉 会

○出席委員 (17名)

第1号委員	登坂 薫	委員	第1号委員	原 直	委員
第1号委員	大越 恭二	委員	第1号委員	鮫島 弘武	委員
第1号委員	松本 佳久	委員	第1号委員	松田 繁三	委員
第1号委員	朝倉 隆晴	委員	第1号委員	市川 純二	委員
第1号委員	天草 大陸	委員			
第2号委員	大沢 昌太郎	委員	第2号委員	高橋 和明	委員
第2号委員	村田 奇一	委員	第2号委員	辻 真須美	委員
第2号委員	小川 惠介	委員	第2号委員	藤田 照子	委員
第2号委員	戸張 純子	委員	第2号委員	村山 勝代	委員

○欠席委員 (1名)

第2号委員 兼 宗 美 幸 委員

○説明員

丸 木	親 院	長
佐々木	淳 副 院	長
大 野 隆	一 副 院	長
佐 藤 陽	二 副 院	長
青 木 徳子	看 護 部	長
野 口 利 昭	事 務 部	長

○事務局

山 梨 一 弘	事務局副部長 (兼) 医事課長
早 山 裕 之	事務局副参事 (兼) 庶務課長
山 崎 喜 久	医事課副課長
齋 藤 将 宏	医事課副課長
佐 藤 雅 俊	庶務課副課長
川 田 卓	庶務課統括主幹

(開会 午後1時33分)

< 審 議 会 >

◎ 開 会

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） それでは、ただ今から令和元年度第1回越谷市立病院運営審議会を開会させていただきます。なお、同審議会条例第6条第3項により「審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」と規定しております。本日の会議は、委員18名のうち17名のご出席をいただいております。会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。次に、昨年度開催しました前回の会議から、1名の委員さんが替わられております。埼玉県立大学選出の兼宗委員さんですが、本日は所用により欠席となっております。

それでは開会にあたりまして、本来であれば高橋市長よりご挨拶を申し上げるところですが、急遽の公務により本日は出席が叶いませんので、当院の丸木院長よりご挨拶を申し上げます。

◎ 院長あいさつ

○丸木院長 皆様こんにちは。越谷市立病院院長の丸木でございます。委員の皆様、大変お忙しい中、越谷市立病院運営審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ご挨拶に先立ちまして、先般平成31年3月に開催しました当審議会におきまして、越谷市歯科医師会様に対し配慮に欠けた発言をしましたこと心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

また、急遽の公務により本日は高橋市長の出席が叶わず、たいへん申し訳ございません。誠に恐縮ではございますが、市長からあいさつを預かっておりますので、代読させていただきます。

本日は、ご多用の折にもかかわらず「市立病院運営審議会」にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。医療を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございますが、委員の皆様におかれましては、市立病院の運営に関しまして一層のご指導・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。本日は「越谷市立病院の診療費等及び診断書等の手数料の改定」について諮問をさせていただきます。委員の皆様には、豊富なご経験と幅広いご見識からご意見を賜りますようお願い申し上げます。皆様ご承知のとおり、埼玉県東部保健医療圏では依然として医療提供体制が十分といえない状況でございますが、地域医療や救急医療体制の充実を図るため、市立病院は今後とも地域の中核病院として市民の皆様の信頼を得ることができるよう、全力で病院運営に取り組んで行く所存でございます。今後も、「だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり」を推進し、「安心度埼玉 No.1 の越谷」を目指して病院運営に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い

いたします。結びに、委員の皆様のご健勝とご多幸、そしてますますのご活躍を心からご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。令和元年10月2日 越谷市長 高橋 努 代読でございます。

どうぞ、本日はよろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 続きまして、この場をお借りしまして病院側の出席の職員を紹介させていただきます。丸木親院長でございます。

○丸木院長 丸木でございます。よろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 佐々木淳副院長でございます。

○佐々木副院長 佐々木でございます。よろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 大野隆一副院長でございます。

○大野副院長 大野でございます。よろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 佐藤陽二副院長でございます。

○佐藤副院長 佐藤でございます。よろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 青木徳子看護部長でございます。

○青木看護部長 青木でございます。よろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 野口利昭事務部長でございます。

○野口事務部長 野口でございます。よろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 山梨一弘事務部副部長（兼）医事課長でございます。

○山梨事務部副部長(兼)医事課長 山梨でございます。よろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 山崎喜久医事課副課長でございます。

○山崎医事課副課長 山崎でございます。よろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 齋藤将宏医事課副課長でございます。

○齋藤医事課副課長 齋藤でございます。よろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 佐藤雅俊庶務課副課長でございます。

○佐藤庶務課副課長 佐藤でございます。よろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 川田卓庶務課統括主幹でございます。

○川田庶務課統括主幹 川田でございます。よろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 申し遅れましたが、私、事務部副参事(兼)庶務課長の早山裕之と申します。

以上が本日出席している職員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） 続きまして議事に入る前に、資料のご確認をさせていただきます。先日、事前送付いたしました資料ですが、一部数値等に誤りがございますのでお手元に訂正版を置かせていただきましたので、そちらをご覧くださいませうようお願い申し上げます。

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） それでは、「次第3の会長の選出」に移らせていただきます。会長をお務めいただいていた筑後委員さんが、3月末で辞職願を提出されております。つきましては、現時点で会長不在となっておりますので、審議会条例第5条の規定に基づきまして会長1名の選出をお願いいたします。なお、同条例第5条第2項で「会長、副会長は、委員の互選により定める」と規定されております。参考までに申し上げますと、これまで当審議会は医師を代表する者の1号委員と受益者である2号委員のうち、2号委員の皆様との互選により、2号委員の中から選考いただいております。本日はいかがいたしましょうか。

《 前回同様という声あり 》

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） ただ今、委員さんからこれまでどおりの選考方法でのご意見をいただきましたが、2号委員さんの中から互選により会長を選考いただくということによろしいでしょうか。

《 異議なしという声あり 》

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） それでは、2号委員の皆様によりまして、会長を選考することとさせていただきます。2号委員の皆様には別室にてご協議をしていただきたいと思います。ここで、暫時休憩とさせていただきます。

《 休憩中・2号委員は第1会議室にて協議 》

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） それでは、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。協議の結果について、私の方からお伝えさせていただきます。会長に副会長をお務めいただいていた大沢昌太郎委員さん、大沢委員さんが会長に選考されたことに伴い後任として副会長に藤田照子委員さんが選考されましたが、ご異議はありませんでしょうか。

《 異議なしという声あり 》

○司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長） それでは、会長に大沢委員さん、副会長に藤田委員さんと決定をさせていただきます。それでは会長及び副会長をご決定いただきましたので、会長、副会長は席を移動していただくため、暫時休憩とさせていただきます。

《 会長及び副会長の席を設定し、それぞれ着席 》

○**司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長）** 休憩前に引き続き、会議を再開させていただきます。はじめに会長に就任されました大沢委員さんより、ご挨拶をお願いいたします。

○**大沢会長** 皆さん、こんにちは。連合自治会から選出されております大沢昌太郎と申します。委員の皆様には何かとお忙しい中、運営審議会にご出席いただきありがとうございます。ただ今、当審議会の会長としてご指名いただきまして恐縮しておりますが、皆様方のお力添えをいただいて大役を務めさせていただきたいと思っております。ご案内のとおり、より良い市立病院づくりを目指して1号委員の医師会の先生方、2号委員の受益者を代表する皆様方のお力添えをいただき、微力ながら会長の任をまっとうできればと考えております。ご協力のほどお願い申し上げまして言葉整いませんが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長）** ありがとうございます。続きまして副会長に就任されました藤田委員さんより、一言ご挨拶をお願いいたします。

○**藤田副会長** ただ今、当審議会の副会長ということでご指名をいただきました越谷市薬剤師会の藤田と申します。委員の皆様には何かとお忙しいところ、本日の運営審議会にご出席いただき、ありがとうございます。皆様方のお力添えをいただき、微力ながら副会長の任をまっとうできればと考えております。ご協力のほどお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 諮問書交付

○**司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長）** ありがとうございます。続きまして、「次第4の諮問書交付」に入らせていただきます。なお、本来は高橋市長から諮問書を交付させていただくところですが、丸木院長より大沢会長、藤田副会長に交付させていただきます。恐れ入りますが大沢会長、藤田副会長にはご起立のうえ、諮問書を院長からお受け取りいただきたいと思います。

○**丸木院長** 越谷市立病院運営審議会 会長 大沢昌太郎様 越谷市長 高橋 努
越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部改正について諮問。このことについて、越谷市立病院運営審議会条例第6条第2項第1号の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

1. 第2条第4号に規定する死体検案料の改定について
2. 第2条第8号に規定する特別病室を使用した場合の室料差額の改定について
3. 第2条第10号に規定するセカンドオピニオン相談に係る費用の改定について
4. 第3条に規定する診断書等の手数料の改定について

以上、よろしくお願いいたします。

《前方にて、諮問書を会長に交付》

◎ 議 事

○**司会（早山事務部副参事(兼)庶務課長）** それでは、続きまして「次第5の議事」に入らせていただきます。審議会条例第5条の規定によりまして、ここからは大沢会長に議事の進行をお願いいたします。

○**議長** それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。本日、当審議会に付されている最初の議事は先ほど諮問を受けました「越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部改正について」でございますが、その中で諮問事項が①「死体検案料の改定について」、②「特別病室を使用した場合の室料差額の改定について」、③「セカンドオピニオン相談に係る費用の改定について」及び④「診断書等の手数料の改定について」の4点でございます。それでは、4点関連しておりますことから、まとめて事務局より説明を願います。

○**山梨事務部副部長(兼)医事課長** 越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部改正について説明いたします。資料の4ページをご覧ください。まず、改定の経緯としまして、これまで市立病院では社会情勢の急激な変化を受けつつも、診療費等の金額について開院当初から初診時選定療養費の改定を除き、料金改定を行わず経営努力にて対応してまいりました。しかしながら、少子高齢社会の進展に伴う診療報酬のマイナス改定のほか給与費や材料費の増加等もあり、平成26年度以降、純損失が続いている状況にあります。また、ご案内のとおり本年10月には消費税率が引き上げられましたが、消費税分を上乗せせずに経営努力による対応では、さらに厳しい病院経営を強いられることとなります。一方、地方公営企業法では、料金は公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬとされています。以上から、受益と負担の公平化とともに病院経営の健全化を図るため、病院事業収入の貴重な財源である「診療費等」及び「診断書等の手数料」について見直すこととしました。見直しにあたりましては、本年7月に改定されました本市の「使用料等のあり方に関する基本方針」を参考として算出根拠、考え方を整理し、近隣の公立病院の額を踏まえ検討することとし、また、消費税分を加味し算出することにしました。資料5ページの「診療費等」及び「診断書等の手数料」の改定(案)について、ご覧ください。この表は当院の診療費をはじめとする費用について、必要事項を定めた「越谷市立病院の診療費等に関する条例」に規定される項目を一覧にしたものです。次に、資料の8ページをご覧ください。本日ご審議いただく「越谷市立病院の診療費等に関する条例」の抜粋を記載しており、当院の診療費をはじめとする費用については、第2条から次のページの第3条にかけて規定されております。これらの規定内容を一覧にしたものが資料5ページの表となり

ます。恐れ入りますが、資料 5 ページにお戻りください。この度の改定によって黄色の網掛け部分の第 2 条第 4 号の「死体検案料」、8 号の「特別病室を使用した場合の室料差額」、10 号の「セカンドオピニオン相談に係る費用」、第 3 条の「診断書等の手数料」について増額することを考えています。算出根拠としまして「死体検案料」と「診断書等の手数料」につきましては、人件費から医師の単価を算出し、それぞれに要する平均時間をかけ、最後に消費税率 10%を反映しました。例えば、普通診断書につきましては、医師の 1 時間当たりの単価 7,600 円に診断書作成平均時間 15 分を掛け、その額に消費税分を加えると 2,090 円となり、端数を切捨て 2,000 円とし条例上、市内の方はその額から 500 円を減額することと定めておりますので 1,500 円としています。同様の算出方法により、第 2 条第 4 号の死体検案料については 1 件につき 6,500 円、第 3 条の特別診断書については市内の方 3,500 円、市外の方 4,500 円、死亡診断書については市内の方 1,500 円、市外の方 2,000 円、特別死亡診断書については市内の方 3,500 円、市外の方 4,500 円、諸証明書については市内の方 1,500 円、市外の方 2,000 円としています。次に、「室料差額」につきましては、他市の考え方を参考として、部屋の広さやテレビ、浴室、ソファなど部屋に付随する設備によってそれぞれ点数をつけ、1 点 1,000 円として算出しました。その結果、一番広く付随設備の多い「特別病室 A」は 15 点となり 15,000 円、特別病室 A の約半分の広さの「特別病室 B」は 7,500 円、さらに狭隘の「特別病室 C」は 5,000 円とし、これらは市内の方を対象とした額となります。市外の方につきましては現行価格の差額を踏まえ、特別病室 A は 22,000 円、特別病室 B は 11,000 円、特別病室 C は 7,250 円としています。次に、「セカンドオピニオン相談に係る費用」につきましては、診療報酬算定方法に基づく点数から 1 点 20 円として算出しました。この度の見直しにより、診療報酬算定方法に基づく点数は 538 点で、1 点 20 円として算出すると 10,760 円となり、百の位を四捨五入し、1 回につき相談時間 30 分以内の費用は 11,000 円となります。30 分の超える費用については、現行価格を踏まえ、その半分の 5,500 円としています。このように算出した額は、近隣の公立病院の額との整合性にも留意しており、ご覧のとおり、それぞれ 500 円あるいは 1,000 円の増額を考えています。また、これらの見直しに伴い、年間で約 1,500 万円の増収を見込んでいます。なお、近隣の公立病院との比較につきましては、恐れ入りますが後程、6 ページ、7 ページをご覧いただければと存じます。スケジュールにつきましては、本日の審議会においてご協議いただき、審議会からの答申を踏まえ、12 月市議会において議案の提出を予定しています。議会での可決をいただきましたら、来年 1 月から市民周知を図り、4 月からの施行を考えています。本日は本審議会の答申案を作成していただくため、ご審議の程よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ただいまの事務局から説明に対しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○委員 この金額は消費税込みの金額なのか。

- 山梨事務部副部長(兼)医事課長** 今まで上乘せしていませんでしたが、今回につきましては消費税 10%を内税とした金額となっています。
- 委員** 趣旨は賛成であるが、多少不満があります。昭和 51 年からの値段を改定するのに、こんな微々たる値上げでいいのか。死体検案料が 6,000 円から 6,500 円。経営努力をしてきているが赤字であるし、もっと値上げしていいのではないか。
- 山梨事務部副部長(兼)医事課長** 値上げ額につきましては、500 円から 1,000 円の値上げとなっています。近隣公立病院の状況を踏まえ差異がないように調整しました。条例の改正になりますので、先般ご審議いただいた選定療養費と同様に議会上程し、可決をいただく必要があります。過度の値上げは難しくなっております。今後とも近隣の状況を踏まえ、その都度見直しを図っていきたいと思います。
- 委員** 公立病院は全国的に赤字垂れ流しの状況であり、病院の再編についてもニュースになっている。良かれと思ってやっていることが自らの首を絞めて、市立病院が赤字で何をやっているのかと跳ね返ってくることを危惧する。近隣との横並び体制には個人的に反対です。
- 野口事務部長** ご意見のとおり、公立病院は厳しい状況にあります。受益者の公平な負担は求めていかなければと重々承知しております。診断書料については、この程度の金額を値上げし、病院全体で努力し経営改善を図ってまいります。
- 委員** 近隣の病院は値上げなどの話はあるのか。情報は共有されているのか。
- 山梨事務部副部長(兼)医事課長** 近隣の公立病院には、こちらから消費税の転嫁や値上げについて照会しています。内税・外税はありますが、消費税を転嫁しているところがほとんどであり、すでに議会上程し 2%の値上げをされています。
- 議長** ほかにご意見等がないようでしたら、お諮りいたします。「越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部改正について」の諮問に対する答申内容は事務局案のとおりとすることよろしいでしょうか。反対の方もいますが採決を取りますか。
- 委員** 反対ではありません。
- 委員** 挙手にて決を採るべきと思います。
- 議長** 答申内容について、事務局案のとおり賛成の方は挙手を願います。

《全員の挙手あり》

- 議長** 確認しますが、反対の方は挙手を願います。

《挙手なし》

- 議長** それでは、答申内容については事務局案のとおりとすることに決しました。なお、答申内容は以上のとおり決しましたが、答申書及び答申日時につきましては私、会長にご一任いただけますでしょうか。

《異議なし》

○議長 ありがとうございます。それでは、そのように対応させていただきます。

それでは次に、報告事項として「越谷市病院事業の概要について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○佐藤庶務課副課長 それでは、病院事業の概要につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、「会議資料 10 ページ 越谷市病院事業の概要について」をご覧ください。はじめに「入院」につきまして、平成 30 年度の数値をご説明申し上げます。まず、延患者数が 129,820 人で前年度に比べ 4,585 人増加いたしました。1 日平均患者数は 355.7 人、平均在院日数は 13.1 日でございます。また、1 日 1 人当りの収益(入院診療単価)は 53,610 円、実病床稼働率は 82.3%となりました。次に「外来」につきましては、延患者数が 224,750 人で前年度に比べ 3,037 人減少いたしました。1 日平均患者数は 921.1 人、1 日 1 人当りの収益(外来診療単価)は 12,184 円でございます。次に「救急」でございますが、年間救急外来患者数は 10,005 人。その内、救急車搬入患者数は 3,839 人でございます。次に「紹介」でございますが、紹介率につきましては 52.1%、紹介患者数は 11,526 人でございます。なお、FAX による医療連携につきましては 2,425 人で、その内、市内の連携は 1,966 人ございました。次に 11 ページをごらんください。病院事業会計の「収支」でございます。平成 30 年度病院事業収益は、111 億 2,364 万 2,000 円で前年度と比べ約 2% (2 億 3,598 万 3,000 円) の増収となりました。その内、医業収益につきましては、入院収益・外来収益及び一般会計からの繰入金 7 億 5000 万円など合わせて 106 億 4,382 万 3000 円でございます。医業外収益他につきましては、一般会計からの繰入金 3 億 5 千万円が主なもので、特別利益など合わせて 4 億 7,981 万 9,000 円でございます。次に病院事業費用は、112 億 2,121 万 2,000 円で前年度と比べ約 0.5% (5,128 万 4,000 円) の増加となりました。その内、医業費用につきましては、給与費や診療に関わる薬品・診療材料などの材料費、病院施設・設備の維持管理などの経費、減価償却費など合わせて 111 億 0,325 万円でございます。医業外費用他につきましては、企業債の支払利息など合わせて 1 億 1,796 万 2000 円でございます。以上の結果、平成 30 年度は 9,757 万円の純損失となりました。その他詳細につきましては、後ほど決算書をご覧いただきたいと存じます。簡単ではございますが、以上で病院事業の概要について説明を終わらせていただきます。

○議長 ただ今、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○委員 人件費率はどの程度になっていますか。人件費の中に法定福利費や退職金積立等々含めたとしてどうなのか。

○早山事務部副参事(兼)庶務課長 人件費率は 60%以下となっております。

○委員 全国の同規模の公立病院と比べてどうなのでしょう。

○早山事務部副参事(兼)庶務課長 全国の同規模の公立病院と比べて、突出して多いわけではありません。当院の特徴の一つとして、食事を作る部署で栄養科があり、

自前の調理師等で対応しています。他病院では外部委託していることが多くあり、そういうところは人件費が低く、委託費が高くなっています。当院は自前で行っていますので、その分人件費率は他より多くなっているということがあります。

○議長 ほかにご意見、ご質問等がございますか。

《意見、質問なし》

○議長 無いようでございますので、「越谷市病院事業の概要について」に対する議題を終結いたします。次に「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。

○委員 患者を紹介した時の対応に、すごく時間が掛かっている気がします。それは、医師・看護師部門の問題ではなく、間に入っている連携室の問題だと思います。脳梗塞疑いの患者を送り、tPA の適用があれば直ぐ診るべきと思って連絡したが、1時間経っても3時間経っても埒が明かない。こんな状況であれば、最初から救急車を呼べば良かったとなった。結果的に脳梗塞ではなかったが、中間の連携室が阻害因子になっている。それを何とか解決していただきたい。

○山梨事務部副部長(兼)医事課長 連携室の所管は医事課になっています。連携室は各病院と連絡を取り、内容によっては病状等を医師に確認しなければならないところもあり、ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。直接、医師に電話を繋げれば直ぐ判断が出来るところですが、診療中や手術中だったりすることもありますので、院長、副院長に連絡を取り緊急の場合は対応できればと考えています。今後、連携室のあり方やご紹介いただいた場合の対応を検討してまいります。

○齋藤医事課副課長 今回はご迷惑をおかけいたしました。早急に調査し、委員さんにご回答させていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員 臨床を行っている身としては、心筋梗塞、脳梗塞、脳出血は命に関わりますので、例えこちらの判断が間違ったとしても速やかに受入れていただきたい。こちらの判断が間違っていれば引き取ります。市立病院に紹介したから、こちらがもう診ないということはない。調査は調査で、職員の意識改革を行っていただきたい。私は診察中に他の病院の医師から電話があったら、診察を中断しても電話に出ます。緊急だと思いますので。こちらから電話しているのに医師が診察中だからと10分、20分待たせるのは改善していただきたい。

○山梨事務部副部長(兼)医事課長 ご意見ありがとうございます。救急科には総合診療の医師も2人いますし、院長がいる際には直接判断を仰ぐことになっておりますので、病院全体で体制を整えてまいります。

○議長 善処してください。

○委員 脳梗塞、心筋梗塞の場合ではそれでは遅いと思います。紹介の場合にはダイレクトに医師に繋げる、医療連携室では待ってられないとなると思う。もし、医療連携室が受けた場合には即ホットラインにて医師に繋げることにして、受入れるか受入れないかを判断できる体制を作りたい。医療連携室で時間を潰すのはナ

ンセンスである。ホットライン患者とそれ以外を振り分けて欲しい。15分以内に判断できる体制を作って欲しい。救急病院ですし、心筋梗塞、脳梗塞の対応をしているのだから。それが本来のやり方ではないか。医療連携室は外来の予約を取るだけの仕組みであって、そこに入ると話がややこしくなるのでホットラインの仕組みを早急に作っていただきたい。

○**山梨事務部副部長(兼)医事課長** ご意見ありがとうございます。管理会議・運営連絡会議にて提案し、ホットラインの体制が整えられるよう努力してまいります。

○**委員** 午前中に連携室に電話したことがあります。直接医師が対応してもらえるのかと思ったが、看護師が対応した。医師の手が空くまで待たされた。長い時は10分、15分待たされた。入院が必要かどうかの判断も市立病院にてやっていただきたい。目の前に患者がいて時間が非常に無駄である。

○**委員** 民生委員をやっています。市民の方のあらゆる生活上の相談に応じるなかで、自立の援助に努めるという項目があり、子育てから高齢者の問題まであります。特に、越谷市には高齢者の問題について真剣に取り組んでいただいています。市では健康寿命を延ばすことに重きを置いており、私たちもそれに伴い、高齢者の健康寿命を延ばすにはどうしたらいいのかと考えていますが、病院・クリニック・包括支援センターの協力を得て、天草病院さんのような施設さんと各自治体から協力者を募って研修を受け、70～80歳代の家に閉じこもっている方達に声掛けを行い、健康寿命を延ばすために「らくなび体操」というのを推奨しています。高齢者が病気になる前のことを成し遂げようとしています。これから益々高齢化が進むと皆がリハビリセンターとかに入れるわけではないので、家の中で介護することが増えていくと思います。すると訪問介護がさらに必要になりますが、訪問診療をやってくれる医師もまだ僅かです。かかりつけ医が来てくれればいいけどこれからは足りなくなると思うので、視野を広げてもらい、市立病院が拠点になっていざという時に専門の医師でなくても対応してもらえるように出来ないでしょうか。

○**山梨事務部副部長(兼)医事課長** 高齢者の問題につきまして、越谷市としても深刻な問題と捉えています。市立病院の位置付けがありますが、健康体操の事業については保健医療部で対応しています。高齢者の見守りは福祉部が対応しています。市立病院を拠点としてかかりつけ医だけでは難しい訪問介護などを行うというご意見ですが、地域医療構想でも市立病院は急性期病院と位置づけられています。訪問介護等については、医師会さんや関係各部門と調整していくことになろうかと思いますが、今の市立病院の位置付けですと難しいところです。

○**野口事務部長** 地域包括ケアシステムのことかと思いますが、各自治体で地域包括ケアシステムを構築していくという国からの施策です。医師会さんの協力を得て地域包括ケアシステムを越谷市でも取り組んでいます。越谷市が支援センターを設置し窓口になり受け入れて、医師会さんがバックアップしている状況です。市立病院は、地域包括については後方支援病院の役割を担っています。医師会の先生たちが困っている場合には、当院が支援していますのでご理解ください。

○委員 訪問介護、訪問看護があり、訪問診療を行っている医師と一緒に活動していますが、まだまだ支援できる病院が足りないと感じています。在宅で最後までいられるように、私たちも、薬剤師さんも、歯科医師さんも協力してやっていきますのでよろしくお願いいたします。

○議長 お互いに理解しあって対応してください。他に何かありますか。事務局から何かありますか。

《意見、質問なし》

○議長 それでは、本日予定されていた議事は終了となりますので、これをもちまして議長の任を降ろさせていただきます。進行に際しご協力をいただき、誠にありがとうございました。

◎ 閉 会

○司会（早山事務部副参事兼庶務課長） 大沢会長、委員の皆様、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。なお、本日の会議録及び正式な答申書につきましては、後日委員の皆様方に郵送させていただきます。それでは閉会にあたりまして、藤田副会長よりごあいさつをお願いいたします。

○藤田副会長 閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、お忙しいところ運営審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。院長先生をはじめ、職員の皆様にはホットラインの件など、引き続きの経営改善が図られるよう、また多くの患者さんの信頼が得られますよう病院運営に取り組んでいただきたいと思います。最後になりますが、これからも皆様のそれぞれのお立場から市立病院の運営について、ご指導とご理解をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○司会（早山事務部副参事兼庶務課長） ありがとうございました。以上をもちまして越谷市立病院運営審議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でございました。

（閉会 午後2時35分）